

広島県告示第六百八十七号

広島県漁業調整規則（昭和四十一年広島県規則第五十四号）第八条第二項及び第二十一条第三項の規定によつて、定数漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成二十九年十二月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 定数漁業

小型機船底びき網漁業（ただし、自家用餌料びき網漁業、落がきこぎ網漁業、落がきけた網漁業及び打瀬網漁業を除く。）

二 申請期間

平成二十九年十二月二十一日から平成二十九年十二月二十七日まで